

## 機能強化計画の進捗状況(要約)

(別紙様式3)

### 1. 15年4月から17年3月の全体的な進捗状況

全体的な進捗状況は当初スケジュールが概ね予定通りに進み、地域の中小企業への経営支援態勢の充実を図るための、政府系金融機関や地元商工会議所など各中小企業経済支援団体と連携した取組みが可能となっており、支援実績を挙げた事案が出ております。この間、信用金庫業界の組織団体においても、機能強化計画に対する積極的な支援態勢への取組みが行なわれ、中小企業を経営支援するための多様な講座・研修や情報提供などの充実を図ってきました。

当金庫としても、従来の担保・保証に依存しない融資推進への取組みに、外部機関情報や地元商工会の経営支援情報を取り入れた融資制度を創設し、中小企業金融への積極的な取組み強化をいたしました。また、平成15年度に集中受講した講座・研修による中小企業支援スキルアップの成果として、平成16年度に新設の企業経営支援チームが取引先企業の経営相談・事業再生に取り組むとともに、営業部店においても取引先と密接なコンタクトを取りながら、事業の問題点を共に解決する体制を整えております。

### 2. 16年10月から17年3月までの進捗状況

集中改善期間の最終半期として、これまで取り組んできた個別項目の見直しを行なっております。

産学官とのネットワーク構築・活用などに有益な「産業クラスターサポート金融会議」に参加して情報収集することで、中小企業が有する知的財産権・技術の適正な評価や優良案件の発掘など、創業・新事業に対する支援機能の強化に活用可能となっております。ベンチャー企業向けの支援策として、これまで中小企業金融公庫等と「業務連携・協力の覚書」を締結してきたことと併せて、従来以上の幅広い手法による中小企業金融への取組みを進めております。

また、従来の担保・保証に依存しない融資取組みは、無担保事業者ローン「しばしん・サポート2000」を推進するなど、地域経済に対する貢献度として一定評価を頂けると考えております。

### 3. 計画の達成状況

当初掲げた「機能強化計画」のスケジュールは概ね予定通り進捗し、ほぼ計画を達成しております。ただ、取引先企業の経営相談・事業再生を目的とした企業経営支援チームは、新設から僅か1年間で成果・実績を残すのは難しい面もあり、今後も事業再生に継続して取り組む必要があると考えております。

### 4. 計画の達成状況に対する分析・評価及び今後の課題

2年間の集中改善期間を振り返ると全般的に深度が浅く不十分な点も見られ、今後は地域社会・お客様のニーズを踏まえた上で、さらに質の高いサービス提供・経営相談・中小企業金融に取り組むことが必要と認識しております。それらを通じて、地域経済の活性化、地域貢献(事業改善による雇用の安定など)につなげることで、地域社会から信認を得ることが可能で、今後もこの地域と共に歩むことが出来ると考えております。

### 5. アクションプログラムに基づく個別項目の計画の進捗状況(別紙様式1)

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備考(計画の詳細)
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月	
I. 中小企業金融の再生に向けた取組み						
1. 創業・新事業支援機能等の強化						
(1)業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化	TKC新潟県支部との連携により、各業種に詳しいTKC会員税理士から研修を受け態勢構築に取り組む。	①TKC会員税理士によるTKC業務・各業種の特性の勉強会の開催。 ②創業・新事業支援の通信講座開始。	前年度の取組みを継続する。	①15年度に監査法人及び外部講師、16年度にTKC会員税理士による勉強会を実施。②15年度に通信講座、16年上期に業界の「目利き力養成講座」へ派遣した。	①16年12月にTKC会員税理士による業種特性の勉強会を実施した。(16年度累計3回)	①各業種特性の勉強会を実施する。 ②創業・新事業支援の通信講座を開講する。
(3)産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携。「産業クラスターサポート会議」への参画	(財)にいがた産業創造機構を企業支援に活用する。日本政策投資銀行との情報交換会に参加する。	①(財)にいがた産業創造機構を活用し企業支援を図る。②日本政策投資銀行との情報交換会に参加する。	前年度の取組みを継続する。	①(財)にいがた産業創造機構を訪問し、県内事業・事例等の情報収集を行なった。②2カ年通期の日本政策投資銀行との情報交換会に3回参加した。	①16年10月の「第3回日本政策投資銀行との情報交換会」に参加、16年10月、17年3月の「産業クラスターサポート金融会議」に参加し、情報収集を行なった。	①(財)にいがた産業創造機構を活用し、企業支援を図る。 ②日本政策投資銀行との情報交換会に参加する。
(4)ベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調投資等連携強化	日本政策投資銀行との情報交換会への参加並びに県・市・保証協会のベンチャー企業育成の制度融資を活用した取組みを推進する。	①日本政策投資銀行との情報交換会に参加する。②中小企業金融公庫等の開催会議に参加する。	前年度の取組みを継続する。	①2カ年通期の日本政策投資銀行との情報交換会に3回参加。②中小企業金融公庫との代理店会議など3回参加。同公庫とベンチャー企業支援の「覚書」を締結した。	①16年10月の「第3回日本政策投資銀行との情報交換会」で情報収集を行なった。②16年度中に、ベンチャー育成の制度融資を活用した支援を行なった。	①日本政策投資銀行との連携を強化する。 ②中小企業金融公庫との連携を強化する。

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備考（計画の詳細）
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月	
(5) 中小企業支援センターの活用	(財)にいがた産業創造機構や新発田ローカル支援センターから定期的に情報収集を行ない有効活用を図る。	①(財)にいがた産業創造機構から情報収集を行なう②新発田ローカル支援センターから情報収集を行なう。	前年度の取組みを継続する。	①(財)にいがた産業創造機構を訪問し、県内事業・事例等の情報収集を行なった。②新発田ローカル支援センターの研修プログラムに共催し、当金庫取引先に紹介した。	①新発田ローカル支援センター主催の“第二創業塾”に共催するとともに、16年9月～11月の研修を当金庫取引先に紹介した。	①(財)にいがた産業創造機構からの情報収集。 ②新発田ローカル支援センターからの情報収集。 ③収集した情報を全店で共有して有効活用を図る。
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化						
(1) 経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備	経営に関するセミナーの開催。「ホームページ」並びに「しんきんふれ愛ネット」を活用し、取引企業紹介と商品情報の提供を行なう。	①ホームページの関連団体へのリンクによる情報提供。②「しんきんふれ愛ネット」による情報提供。	①信金会での経営セミナーの開催。②「しんきんふれ愛ネット」の情報提供の高度化。③「しんきんビジネス・マッチングサービス」のサービス提供準備。	①ホームページの関連団体リンクによる情報提供。②17年度より「しんきんビジネス・マッチングサービス」を提供する準備完了。③信金会の経営セミナーに協賛した。	①17年3月にポータルサイトを一新し、「しんきん経営広場」にリンクした。②「しんきんビジネス・マッチングサービス」を提供する準備が完了し17年度から運用する。	①ホームページの有効活用への取組み。 ②「しんきんふれ愛ネット」の有効活用。 ③信金会による経営情報支援。 ④「しんきんビジネス・マッチングサービス」のマッチング情報提供による取引先企業への経営支援。
(3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表	別紙様式3-2、3-3及び3-4参照					①経営支援先をリストアップして経営改善指導に取り組み。 ②経営改善指導の実績を公表する。 ③経営改善支援の能力アップを目的に本部職員による内部研修を実施する。
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み						
(1) 中小企業の過剰債務構造の解消・再生の取組み。「早期事業再生ガイドライン」の趣旨を踏まえた事業再生への早期着手	民事再生法等を利用した事業再生が可能な企業先に対して早期活用を検討する。企業再生支援を目的とした職員研修に取り組み。	①「企業再生支援講座」へ派遣する。②「民事再生法の概要と金融機関実務講座」に派遣する。③通信講座「事業再生講座」などの受講開始する。	前年度の取組みを継続する。	①「企業再生支援講座」等複数研修に2カ年通期で10名を派遣した。②15年度に通信講座「事業再生講座」を5名修了。③県制度を活用した融資支援を行なった。	①県制度セーフティネットを活用した融資支援を行なった。	①業界主催「企業再生支援講座」、「民事再生法の概要と金融機関実務講座」「企業再生支援研修」などに派遣。 ②通信講座「事業再生講座」を開講する。
(6) 中小企業再生支援協議会への協力とその機能の活用	「新潟県中小企業再生支援協議会」の活用状況の事例を情報収集し、活用できる事例があるかを検討する。	①「新潟県中小企業再生支援協議会」の活用事例の情報収集。②活用できる事例があるかを検討を行なう。	前年度の取組みを継続し、「中小企業再生支援協議会」利用実績の調査を実施する。	①中小企業再生支援協議会へ案件の持込相談をするとともに、情報収集を行なった。②保証協会との連携を図り、県制度融資を活用した融資支援を行なった。	①保証協会との連携を図り、県制度融資を活用した融資支援を行なった。	①「新潟県中小企業再生支援協議会」の活用事例の情報収集。
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化						
(1) ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等。第三者保証の利用のあり方	融資担当者への研修指導により審査能力の向上を図る。財務評価点を重視した無担保ローンの取扱いを検討中。	①融資担当者の審査能力向上を目的に研修を実施する。②財務評価点を基準とした無担保ローンの取扱いを行なう。	前年度の取組みを継続する。	①外部講師による「財務分析実践研修」の実施。②業界主催の「融資審査講座」など2カ年通期で6名派遣した。③無担保ローン「サポート2000」で融資支援を行なった。	①無担保ローン「サポート2000」で融資支援を行なった。	①融資担当者の審査能力向上を目的とする外部講師を招聘した研修実施。 ②業界主催研修「融資審査講座」などへ派遣。 ③財務評価点を基準とする無担保ローンの商品化を図る。
(3) 証券化等の取組み	売掛債権を担保とする融資取組みは今後も積極的に進めたい。ローン担保証券・貸出債権の証券化は取り組まない。	①「売掛債権担保融資保証制度」を融資に積極的に活用する。②職員に対して、当該制度の積極活用を指導する。	前年度の取組みを継続する。	①「売掛債権担保」を活用した融資実行を行なった。②15年度、16年度の2期にわたり信用保証協会との制度説明会兼情報交換会を開催した。	①「売掛債権担保」を活用した融資実行を行なった。	①「売掛債権担保融資保証制度」を活用した融資に取り組む。

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備考（計画の詳細）
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月	
(4)財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備	TKC会員税理士等との提携活用の検討と、一定の条件の下での融資プログラムの整備を検討する。	①TKC会員税理士等との提携活用を検討する。②財務諸表に一定の信頼性がある企業への「商工貯蓄共済融資制度」の無担保融資を活用する。	前年度の取組みを継続する。	①TKC会員税理士との提携活用や提携ローンを検討している。②「商工貯蓄共済融資制度」を活用している。③「サポート2000」による融資支援を行なった。	①「商工貯蓄共済融資制度」を活用した無担保融資実行を行なった。②無担保ローン「サポート2000」による融資支援を行なった。	①財務諸表に一定の信頼性がある企業への「商工貯蓄共済融資制度」の無担保融資を活用する。
(5)信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用	信用リスクデータの収集を行ないデータベース適用方法の検討を行なう。格付システムの情報収集と導入の必要性について検討する。	①信用リスクデータの収集をする。②信用リスクデータベース適用の検討を行なう。③企業格付システムに関する情報を収集する。	前年度の取組みを継続し、平成16年度に試験導入を検討する。	①信用リスクデータの情報収集をした。②企業格付システム導入を前提の勉強会（審査部内）を継続実施し、早期導入を検討してきたが、報告時点では未導入である。	①企業格付システムの早期導入（16年度中のプレ導入）を前提に検討して、2社からの選択段階に入ったが、報告時点では未導入である。	①情報機関と提携した信用リスクデータの収集。
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化						
(1)銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備	融資に関連する契約書の見直しを行なっている。重要事項に対する説明態勢を強化し規程化する。	①貸付・保証契約書の双方所持方式の試案を作成する。②重要事項の説明態勢の規定化に向けた検討を行なう。	①双方所持方式への改正。②説明方法の周知徹底。③説明態勢の規定化。	①②③17年3月に双方署名方式の基本約定書、説明書を制定し、保証契約書も改訂し“写し”を交付する書式とした。規則等を規程化して説明態勢を整備した。	①②③17年3月に双方署名方式の基本約定書、説明書を制定し、保証契約書も改訂し“写し”を交付する書式とした。規則等を規程化して説明態勢を整備した。	①貸付・保証契約書双方所持方式への改正。②職員への周知徹底による説明態勢の強化。
(2)「地域金融円滑化会議」の設置・開催	「地域金融円滑化会議」での情報を有効活用し、当金庫の苦情・相談トラブル処理体制の強化を図る。	①「地域金融円滑化会議」への積極的参加。②会議での事例を参考に改善指導へ活用する。	前年度の取組みを継続する。	①②15年度4回、16年度3回開催された「地域金融円滑化会議」に出席して情報収集し、当金庫の改善指導へ活用を行なった。	①②17年3月の「地域金融円滑化会議」に出席して情報収集し、当金庫の改善指導へ活用を行なった。	①苦情・相談トラブル処理体制の充実を図る。②「地域金融円滑化会議」からの情報を改善指導に活用する。
(3)相談・苦情処理体制の強化	苦情・相談事例の開示による改善指導を行なって体制強化を図る。業界団体等からの情報を収集して活用する。	①苦情・相談事例の開示による改善指導を行なう。	①前年度の取組みを継続する。②「苦情・相談担当者勉強会」への参加と職員向けの還元研修により周知する。	①委員会など金庫内での報告と、苦情・相談事例による改善指導を行なった。②15年下期に業界団体主催「苦情・相談担当者勉強会」に出席して情報収集した。	①委員会・担当者会議など金庫内での報告を行ない、苦情・相談事例による改善指導を行なった。②部店内研修等を通じて、全職員の周知徹底を確認した。	①苦情・相談トラブル処理体制の充実を図る。②「地域金融円滑化会議」からの情報を改善指導に活用する。③「苦情・相談担当者勉強会」からの情報収集により改善指導に活用する。
6. 進捗状況の公表	業界団体と協議後に具体的な取組みを決定する。公表方法は、ホームページによることを想定している。	①11月末を目処に半期ごとに公表する	前年度の取組みを継続する。	15年度、16年度とも半期分を取りまとめて、「機能強化計画の進捗状況（要約）」として店頭とホームページで公表した。	16年度も、半期分を取りまとめて、11月に「機能強化計画の進捗状況（要約）」として店頭とホームページでの公表している。	
II. 各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み						
1. 資産査定、信用リスク管理の強化						
(1)①適切な自己査定及び償却・引当の実施	適切な自己査定を実施するため、外部監査法人から検証を受けるとともに、査定担当者に対する研修を実施している。	①自己査定担当者の研修実施する。②検査部署による自己査定状況の検証を実施する。③外部監査法人による査定結果の検証を受ける。	前年度の取組みを継続するとともに、査定担当者の能力アップを図る。	①15年度は通信講座「自己査定と資産強化対策」の実施で、検定試験に計23名が合格。②検査部署の検証、勉強会その他に監査法人とも随時協議を行なっている。	外部監査法人とは随時協議を行なっている。	①自己査定担当者への研修により能力向上を図る。②検査部署での自己査定検証により営業店指導の強化を図る。

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備考（計画の詳細）
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月	
(1)②担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度に係る厳正な検証	不動産売買事例を収集し、担保評価と乖離幅のない様に努める。担保評価と処分実績の精度の検証を行ない、評価基準見直しの必要性の検討をする。	①売買事例と担保評価との乖離幅の検証を行なう。②評価と処分実績の精度検証と、評価基準見直しの必要性を検討する。	前年度の取組みを継続するとともに、評価基準の見直しが必要な場合は改正を行なう。	年度を通じて、売買事例等を取りまとめて、実績と担保評価の検証を実施するために事例収集を行なっている。	16年下期分についても、売買事例等を取りまとめて、実績と担保評価の検証を実施するために事例収集を行なっている。	①不動産売買事例を収集し、担保評価との乖離幅の検証を行なう。②担保評価と処分実績の精度の検証を行ない、評価基準見直しの必要性の検討をする。
(1)③金融再生法開示債権の保全状況の開示	健全性を維持していることをディスクロージャー誌に積極的に開示する。	①平成14年度版ディスクロージャー誌を作成し、保全状況の開示を行なった。	前年度の取組みを継続する。	①金融再生法上の開示債権は、区分毎の保全状況を平成14年度版、平成15年度版ディスクロージャー誌及び半期毎の「しんきんレポート」で開示している。	①金融再生法上の開示債権は、区分毎の保全状況を半期の「しんきんレポート(16年9月末)」で11月開示して、常時店頭に備え置いている。	①適切な償却・引当を実施し、健全性を維持していることを積極的に開示していく。
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上						
(2)信用リスクデータの蓄積、債務者区分と整合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等	情報機関からの信用リスクデータの収集と蓄積に取り組み、リスク量算出を検討する。企業格付と格付金利設定のため、格付システム導入への研究を行なう。	①信用リスクデータの収集と蓄積に取り組み。②業界団体の企業格付システムの説明会に参加する。	前年度の取組みを基に当金庫へのシステム導入の検討を行なう。	①信用リスクデータの情報収集をした。②企業格付システム導入を前提の勉強会(審査部内)を継続実施し、早期導入を検討してきたが、報告時点では未導入である。	①企業格付システムの早期導入(16年度中のプレ導入)を前提に検討して、2社からの選択段階に入ったが、報告時点では未導入である。	①情報機関からの信用リスクデータの収集と蓄積。②業界団体の企業格付システムの説明会に参加する。
3. ガバナンスの強化						
(2)①半期開示の実施	半期開示については、9月末現在でミニディスクロージャー誌を発行して開示を行なう。	半期開示については、9月末現在でミニディスクロージャー誌を発行して開示を行なう。	前年度の取組みを継続する。	15年11月、16年11月に半期開示(9月末現在)のミニディスクロージャー誌「しんきんレポート」発行・ホームページ公開により開示している。	16年11月に、半期開示(9月末現在)のミニディスクロージャー誌「しんきんレポート」発行・ホームページ公開により開示している。	
(2)③総代の選考基準や選考手続きの透明化、会員・組合員の意見を反映させる仕組み等の整備	業界団体での調査・研究結果を参考に、選考基準や選考手続きの透明化に取り組む。	①業界団体の専門部会における研究結果報告を受けて検討する。	選考基準、手続の透明化の仕組みづくりを行なう。	①各年度とも、地区別総代会を開催し当金庫の現況報告を行なった。②総代の選考基準・選考手続きの透明性を図る「総代会運営規程」を施行している。	①総代の選考基準・選考手続きの透明性を図るため「総代会運営規程(案)」を作成し、理事会の承認を経て16年12月より施行している。	①業界団体の専門部会における研究結果の報告を受けて、現状との比較検討を実施する。
(2)④中央機関が充実を図る個別金融機関に対する経営モニタリング機能等の活用方針	信金中央金庫による経営分析評価を基に、課題となる項目を単年度計画に取り入れて健全性の確保と収益力の向上を図る。	①前年度経営実績の分析、評価を受けて今後の課題項目の検討を行なう。②中央機関担当者を招聘し、ALM体制の研修を実施する。	前年度の取組みを継続する。	①信金中金から当金庫の経営実績の分析と評価を受けた。②課題項目を16年度の経営計画に取り入れて改善を図っている。③進捗状況を本部会議で確認している。	①課題項目を16年度の経営計画に取り入れて改善を図っている。さらに、経営計画、中期計画の進捗状況を本部会議で確認している。	①前年度経営実績の分析、評価を受けて単年度計画に反映する。②担当者を招聘し、ALM体制強化の研修を実施する。
4. 地域貢献に関する情報開示等						
(1)地域貢献に関する情報開示	業界団体の試案を基に、現状との比較検討を行ない開示内容の見直しを行なう。	業界団体の試案を基に11月迄に開示内容の見直しを行なう。	前年度の取組みを継続する。	15年下期に「しんきんレポート2003」、16年上期に「平成15年度版ディスクロージャー誌(しんきんレポート2004)」で当金庫と地域社会の関わり・地域貢献を開示している。	16年11月に「しんきんレポート2004(16年9月末)」を配付、店頭備付により、当金庫と地域社会の関わり・地域貢献を開示している。	

3. その他関連する取組み(別紙様式2)

項目	具体的な取組み	進捗状況	
		15年4月～17年3月	16年10月～17年3月
I. 1. (2) 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施	①業界団体が主催する研修会に本部及び営業店担当者を派遣する。 ②金庫内での研修会・勉強会を開催する。 ③通信講座「創業・新事業＜目利き＞講座」を受講する。	①業界団体主催の「目利き力養成講座」などへ16年5月本部編1名、5～6月営業店編4名の計5名を派遣した。②外部講師による「財務分析実践研修」を15年6月開催した。「実践！中小企業支援マニュアル(目利きによる新しい事業の観方)」を取り入れた金庫内勉強会を16年4月開始した。③15年9月から通信講座「創業・新事業支援＜目利き＞講座」(3ヵ月)に15名が受講し、12月に全員が修了証書の交付を受けた。	①業界団体作成の「実践！中小企業支援マニュアル(目利きによる新しい事業の観方)」を取り入れた金庫内勉強会を金庫職員(審査部リーダー)により16年4月開始した。
I. 2. (4) 中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施	①業界団体の「企業再生支援講座」に職員を派遣する。 ②中小企業大学「企業再生支援研修」に職員を派遣する。 ③経営改善に関する通信講座の2講座を受講する。	①②業界団体主催の「企業再生支援講座」に15年～16年度の2期を通して計6名、「融資審査・管理講座」に2名、「企業再生支援研修」に2名、中小企業大学主催の「中小企業再生支援研修」に1名など支援スキルアップのために延べ11名を派遣した。③通信講座「事業再生講座」など複数講座に延べ65名が受講した。④「企業経営支援チーム」の新任2名に、「実践！中小企業支援マニュアル」による研修を実施した。	①17年2月付で新任配属となった「企業経営支援チーム」2名を対象に、業界団体作成の「実践！中小企業支援マニュアル(目利きによる新しい事業の観方)」による研修を実施した。
I. 3. (7) 企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修の実施	①業界団体、教育機関が主催する企業再生支援関連講座に職員を派遣する。 ②事業再生に関する通信講座「事業再生講座」を受講する。	①「企業再生支援講座」へ15年～16年度の2期を通して計6名を派遣した。②15年10月より通信講座「事業再生講座」を5名が受講し、16年2月全員が修了証書の交付を受けた。③「企業経営支援チーム」の新任2名に、「実践！中小企業支援マニュアル」による研修を実施した。	①17年2月付で新任配属となった「企業経営支援チーム」2名を対象に、業界団体作成の「実践！中小企業支援マニュアル(目利きによる新しい事業の観方)」による研修を実施した。
II. 5. 法令等遵守(コンプライアンス)行員による横領事件等、金融機関と顧客等とのリレーションシップに基づく信頼関係を阻害するおそれがある問題の発生防止	①全職員へコンプライアンスのためのルールブックを配布した。 ②コンプライアンス委員会、担当者会を定期的に開催する。 ③モニタリングを実施する。 ④事件事故発生事例を役職員に開示する。 ⑤業界団体主催のコンプライアンス研修に役職員を派遣する。	①法令等遵守の醸成を図るため、15年度～16年度を通じてコンプライアンス委員会、担当者会議、勉強会の積み重ねを行なった。②15年度中に業界団体主催のコンプライアンス研修へ役員2名、職員1名が受講している。③16年度上期にコンプラ専担当が浸透状況のモニタリングを実施している。④17年1月のコンプライアンス・オフィサー検定試験合格で、在席職員100名中92名が有資格者となった(有資格率92.0%)。	①法令等遵守の醸成を図るため、16年10月、17年3月にコンプライアンス担当者勉強会を開催し、最近の不祥事件・苦情トラブル報告の事例を開示した。②17年1月のコンプライアンス・オフィサー検定試験合格で、在席職員100名中92名が有資格者となった(有資格率92.0%)。

(備考)別紙様式1による個別項目の計画数・・・24

## I 中小企業金融の再生に向けた取組み

## 2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

## (3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表

具体的な取組み		<p>前年度の自己査定結果に基づき、以後の債務者区分、分類額等の変動を営業店と審査部の月次ヒアリング検証する。</p> <p>業界団体や民間研修機関等が実施する研修プログラムへの職員参加や、外部講師による研修会を行ない、また通信教育により経営改善支援のスキルアップを図る。</p> <p>「企業経営支援チーム」を新設し、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化を図る。</p>
スケジュール	15年度	<p>全国信用金庫協会が実施する「企業再生支援講座」や、新潟県信用金庫協会が実施する「企業再生支援研修」へ職員を参加させる。外部講師による財務分析能力強化の研修会を行なう。</p> <p>民間研修機関の通信教育による「自己査定と資産良化対策講座」・「事業再生コース」・「中小企業経営改善プログラム講座」・「経営改善に強くなる講座」を10月から受講させる。</p> <p>営業店に対して、要注意先債権等からのランクアップ可能見込先の調査・抽出指導を行ない、平成15年度中に各営業店のランクアップ可能見込先を決定し、上記体制整備等の状況を公表する。</p>
	16年度	<p>15年度に引き続いて、各団体が主催する「企業再生支援講座」に職員を派遣させてスキルアップを図る。</p> <p>新設した「企業経営支援チーム」によって経営支援先を再抽出し、取引先企業の経営改善に積極的な関わりを持っていく。</p>
備考(計画の詳細)		<p>①経営支援先をリストアップして経営改善指導に取り組む。</p> <p>②経営改善指導の実績を公表する。</p> <p>③経営改善支援の能力アップを目的に、本部職員による内部研修を実施する。</p>
進捗状況	(1)経営改善支援に関する体制整備の状況(経営改善支援の担当部署を含む) 15年4月～17年3月	<p>16年1月付で、「企業経営支援チーム」を新設する。</p> <p>チームは、審査部内2名(支店長経験者のチーム長・元第二地銀支店長経験者の副チーム長)及び各営業店の融資担当役席で構成される。</p> <p>行動の基本となる「基本書」、経営改善支援の「帳票類」、「支援先リスト」などを策定し4月より活動開始している。</p> <p>経営支援先の取組方針と進捗状況については、「企業経営支援先報告会(常務会)」において順次報告する体制としている。</p> <p>その後、17年2月付の人事異動・配置換えにより、審査部署を兼務するチーム長を含む3名体制(副チーム長2名新任)へ増強している。</p>
	16年4月～17年3月	<p>「企業経営支援チーム」は16年4月より活動開始している。</p> <p>経営支援先の取組方針と進捗状況については、「企業経営支援先報告会(常務会)」において順次報告する体制としている。</p> <p>その後、17年2月付の人事異動・配置換えにより、審査部署を兼務するチーム長を含む3名体制(副チーム長2名新任)へ増強している。</p>

(2)経営改善支援の取組み  
状況(注)  
15年4月～17年3月

○基本方針

「地域の中小企業の円滑な資金の提供」と「中小企業の再生支援」を通じて地域の活性化を図り、地域密着・共存共栄型の金融機関としてその使命を果たし、地域社会からの信頼を得ることを目的とする。

○取組み内容

- (1)取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化へ向けた取組み
- (2)「小口融資・先数多数取引」融資推進のもとで、新規創業先の発掘や支援を通じて地域活性化を目指す
- (3)早期事業再生に向けた取組み
- (4)創業・新規事業支援機能等の強化に向けた取組み
- (5)新しい中小企業金融への取組みの強化
- (6)審査能力向上に向けた取組み

○支援先の改善内容

「企業経営支援チーム」発足前は、営業店においてB/S上の不明瞭資産縮小や収益性など財務改善のための経営相談に取り組みし、収益力向上などがみられた。発足後は、支援チームその他で6先の「経営改善計画書」を策定し、うち3先をランクアップ判定する。他に、経営相談・財務改善支援による2先を加えた合計5先をランクアップ判定している。反面、交渉過程において3先が吸収合併、自主廃業などへ進行し、4先が改善見込なしの判断を行なうこととなった。

○計画の達成状況

前年度自己査定結果に基づく債務者区分、分類額等の変動を、営業店と審査部の月次ヒアリング検証については、「月次自己査定(金庫内の呼称)」による月次データ取り入れで状況把握の精緻化を図り、不良債権の新規発生を防止する体制整備を実施している。

業界団体や民間研修機関等が実施する研修プログラムへの職員参加や、外部講師による研修会、通信教育などによる経営改善支援のスキルアップは2カ年通期の計画通り実施している。

16年1月に入り「企業経営支援チーム(2名体制)」を新設するが、書式・帳票などの体制整備の準備期間もあり、16年度の取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化などは、ランクアップ5先(16年3月末からの債務者区分変化なし25先)となっている。

15年4月～17年3月の2カ年通期では、ランクアップ7先(15年3月末からの債務者区分変化なし14先)となった。

○計画の達成状況に対する分析・評価及び今後の課題

月次ヒアリングの検証は「月次自己査定」へと発展して、要注意先債権等の健全債権化を前提とするリスクの計量化、延滞進行阻止による不良債権の新規発生防止などに十分な効果を挙げている。

2カ年通期の研修プログラムも、一部の参加職員に限定されるが、経営改善支援のスキルアップに貢献している。また、本部職員による「融資実務勉強会」も実務中心の研修を心掛けて、職員自らが通常業務に活かせる身近な事例を分析・説明して、基礎能力の底上げを図っている。

今後も経営改善支援活動を継続する上で、取組み実績の積み上げによる改善手法・ノウハウ蓄積が課題となっている。

	16年4月～17年3月	<p>○取組み方針・活動</p> <p>16年度の「企業経営支援チームのアクションプラン」で定めた基準により、経営支援先38先を再抽出して「企業経営支援先リスト」を作成した。リストに基づき15先と交渉をスタートし、8先と経営改善の応諾を得て、16年4月～17年3月の1年間に「経営改善計画書」を5先策定し、同支援チーム以外にも、営業店と外部人材(中小企業診断士)との連携によって「企業診断」と「経営改善計画書」策定を1先実施している。</p> <p>○支援先の改善内容</p> <p>支援チームその他で6先の「経営改善計画書」を策定支援し、うち3先をランクアップ判定する。他に、経営相談・財務改善支援による2先を加えた合計5先をランクアップ判定している。</p> <p>反面、交渉過程において3先が吸収合併、自主廃業などへ進行し、4先が改善見込なしの判断を行なうこととなった。</p> <p>(改善計画書策定先のうち1先はフォローアップを要し、2先はランクダウン)</p>
--	-------------	--

(注)下記の項目を含む

- ・ 経営改善支援について、どのような取組み方針を策定しているか。
- ・ 同方針に従い、具体的にどのような活動を行ったか。
- ・ こうした取組みにより支援先にどのような改善がみられたか。
- ・ 計画の達成状況、計画の達成状況に対する分析・評価及び今後の課題(借手の中小企業サイドの課題を含む)



## 経営改善支援の取組み実績

新発田信用金庫

【15年4月～17年3月】

(単位:先数)

	期初債務者数	うち		
		経営改善支援取組み先 $\alpha$	$\alpha$ のうち期末に債務者区分が上昇した先数 $\beta$	$\alpha$ のうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 $\gamma$
正常先	634	1		0
要注意先	うちその他要注意先	23	2	7
	うち要管理先	31	1	4
破綻懸念先	22	6	2	2
実質破綻先	33	3	2	1
破綻先	33	0	0	0
合計	876	41	7	14

- (注) ・期初債務者数及び債務者区分は15年4月当初時点で整理。  
 ・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。  
 ・ $\beta$ には、当期末(17年3月末)の債務者区分が期初(15年4月当初)より上昇した先数を記載。  
 なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は $\alpha$ に含めるものの $\beta$ に含めない。  
 ・期初(15年4月当初)の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末(17年3月末)に債務者区分が「うちその他要注意先」に上昇した場合は $\beta$ に含める。  
 ・期初(15年4月当初)に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初(15年4月当初)の債務者区分と異なっていたとしても)期初(15年4月当初)の債務者区分に従って整理すること。  
 ・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。  
 ・ $\gamma$ には、期末(17年3月末)の債務者区分が期初(15年4月当初)と変化しなかった先数を記載。  
 ・みなし正常先については正常先の債務者数に計上のこと。

## 経営改善支援の取組み実績

新発田信用金庫

【16年度(16年4月～17年3月)】

(単位:先数)

	期初債務者数	うち			
		経営改善支援取組み先 $\alpha$	$\alpha$ のうち期末に債務者区分が上昇した先数 $\beta$	$\alpha$ のうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 $\gamma$	
正常先	578	0		0	
要注意先	うちその他要注意先	122	7	1	6
	うち要管理先	27	14	2	8
破綻懸念先	34	13	0	9	
実質破綻先	25	4	2	2	
破綻先	9	0	0	0	
合計	795	38	5	25	

- (注) ・期初債務者数及び債務者区分は16年4月初時点で整理。  
 ・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。  
 ・ $\beta$ には、当期末の債務者区分が期初より上昇した先数を記載。  
 なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は $\alpha$ に含めるものの $\beta$ に含めない。  
 ・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」に上昇した場合は $\beta$ に含める。  
 ・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理すること。  
 ・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。  
 ・ $\gamma$ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。  
 ・みなし正常先については正常先の債務者数に計上のこと。